

## 市長からのメッセージ

社会のデジタル化が進み、SNSなどによる情報収集・発信やオンライン消費が普及をし、私たちの生活は、より便利になってきました。その一方で、消費者トラブルは、多様化・巧妙化しており、若者から高齢者まで幅広い世代においてデジタル化に伴う消費者トラブルが増加しています。

本市の消費生活センターでは、従来の消費者トラブルに加え、新たなトラブル相談にも対応できるよう、相談体制の充実を図っています。また、広報やホームページ、出前講座、街頭啓発活動などの消費者啓発で最新のトラブル事例を紹介するなど消費者教育にも力を入れているところです。

今後も、地域に根ざした活動を展開していただいている消費生活サポーターの皆さんと連携をとりながら、安全安心なまちづくりを目指し、消費者行政の推進に全力で取り組んでまいります。

大野城市長 井本宗司

## 12月は 福岡県悪質商法 撲滅月間です



## あなたの身近に こんなトラブル、ありませんか

### 「簡単にもうかる」というインターネット広告に注意!

#### 【アドバイス】

- ◆簡単にお金を稼ぐことはできません。「簡単に稼げる」「もうかる」という広告を安易に信用しないようにしましょう。
- ◆契約書、広告や購入時の画面などを印刷したもの、事業者とのやり取りの記録、契約に至った経緯などを整理して、消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- ※クレジットカード決済の場合は、直ちにクレジットカード会社にも連絡してください。

### その通販サイトは本物ですか? 「高級ブランド品が格安!」などのSNS広告に用心!

#### 【アドバイス】

- ◆百貨店が高級ブランドのバッグや財布などを、大幅な値引価格で販売することは通常ありません。また、一切値下げをしないブランドもあります。安価な高級ブランド品の広告には用心しましょう。
- ◆通販サイトに百貨店のロゴマークなどが表示されていても、偽サイトの可能性もあります。商品を注文する前に、公式通販サイトなどに、偽サイトに関する注意喚起情報がないか確認しましょう。
- ◆極端に安い価格での販売や、「80パーセントoff」などの極端な値引きがされている場合は注意が必要です。
- ◆不安に思ったときは、居住地の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談してください。

#### 市消費生活センターの相談件数 (令和4年度)

年代別	相談件数	前年度比
20歳未満	8	+2
20代	74	+8
30代	116	+26
40代	123	-3
50代	175	-9
60代	169	-1
70歳以上	271	+20
その他・不明	47	-16
合計	983	+27

#### 悪質商法の被害に遭わないためにも・・・

安い・無料・絶対もうかるなどの甘い言葉に惑わされず、それが本当に必要なものか、適正な価格なのかを考えたり調べたりしましょう。

巧妙に作られた偽メールやサイトは真偽の見極めが非常に困難です。少しでも不審に思ったり、判断がつかなくなったりする場合は、一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

#### ●消費生活相談 (予約不要)

◇市消費生活センター (市役所新館4階)

平日 午前9時半～正午・午後1時～4時半 ☎(580)1968

◇消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日 ☎188 (局番なし)

●問い合わせ先 生活安全課 ☎(580)1897